

# ○財政調整基金条例

制 定 令 2 . 3 . 2 4 条 例 3

第1条 年度間の財源の調整を図るための資金を積み立て、もって本事務組合の健全な運営に資するため、大和川右岸水防事務組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積み立て）

第2条 基金は、一般会計の繰入金をもって積み立てる。

（運 用）

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が補償する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

（処 分）

第5条 基金は、経済情勢の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（施行の細目）

第6条 基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。